

事務連絡
平成23年3月18日

3

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

東北地方太平洋沖地震に伴う教科書事務に関する留意事項について

各都道府県教育委員会におかれでは、被災した児童生徒への適切な教科書給与の観点から、教科書事務に関して、下記の事項に留意していただくようお願いします。なお、今般の震災に伴い、教科書事務を行うに当たっての相談事項等があれば、文部科学省初等中等教育局教科書課へ御連絡下さい。

記

(1) 被災により喪失又は損傷した教科書の給与について

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）では、同法適用地域において、被災に伴い喪失又は損傷した教科書（高等学校分を含む。）を児童生徒へ給与することが、都道府県知事の行う救助の一つとして定められており、それに要する費用について国庫負担がなされること。

そのため、域内に同法適用地域がある都道府県教育委員会においては、教科書・一般書籍供給会社等とも連携し、可能な限り速やかに児童生徒の教科書の喪失又は損傷の状況について、把握する必要があること。

なお、災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間については、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が定めることとされているため、知事部局との連携を図る必要があること。

(2) 被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合の教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合の教科書給与に係る弾



力的な取扱いについては、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け22文科初第1714号文部科学副大臣通知）及び「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書無償給与事務について」（平成23年3月17日付け事務連絡）を参照すること。

（3）平成23年度使用教科書について

供給前の平成23年度使用教科書については、今般の震災に伴い多数喪失又は損傷した恐れがあるため、現在、文部科学省において、被害状況の把握や教科書の確保等を教科書発行者及び教科書供給業者に対して依頼しているところである。被災地域の都道府県教育委員会等においては、各市町村教育委員会及び各学校の状況に応じて、平成23年度の授業を行うに当たって必要となる時期に教科書の給与が支障なく行われるよう、教科書・一般書籍供給会社等とも連携を図っていただきたいこと。なお、被災した児童生徒の転入学に伴い、需要数が大きく変動することも考えられることから、被災地域以外の地域においても、密接な連携が必要となること。

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局教科書課

電話 03-5253-4111（代表）／03-6734-2576（夜間直通）

企画係（とりまとめ）：内線2576

無償給与係（無償給与事務に関する事）：内線2411

Chikako kawada

送信者： <kyokasyo@mext.go.jp>
 宛先： <undisclosed-recipients:>
 送信日時： 2011年3月18日 20:41
 添付： 230318東北地方太平洋沖地震に伴う教科書事務に関する留意事項について(事務連絡).pdf, 【参考1-1】災害救助法関連法令(抄).pdf, file.dat; 【参考1-2】災害救助法の概要(厚労省資料).pdf, 【参考3】平成23年3月17日付け事務連絡.pdf
 件名： (送付)東北地方太平洋沖地震に伴う教科書事務に関する留意事項について

各都道府県教育委員会
 教科書関係事務主管課担当者殿
 (無償給与御担当者、需要数御担当者、高校採択御担当者様に送付しております)

お世話になっております。

東北地方太平洋沖地震に伴う教科書事務に関する当面の留意事項について、
 別添のとおり事務連絡及び参考資料等をお送りいたします。
 よろしくお取り計らいください。

※本メールは当課にご登録いただいたております課代表アドレス・義務の需要数事務
 御担当者様、
 無償給与事務御担当者様にbccにてお送りしております。他に担当者様がおられま
 したら、
 お手数ですが、転送くださいますようお願ひいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
 教科書課 企画係

〒100-8959 千代田区霞が関3-2-2
 電話:03-5253-4111(内線 2576)
 FAX:03-6734-3739
 E-mail:kyokasyo@mext.go.jp



Q&A 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書無償給与事務について

【Q1】

「なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。」とあるが、これは前の学校の教科書をすべて給与してよいということか。

【A1】

通常の転入学では、転入学前の学校と同じ教科書を使用する場合、教科書を再度給与しないところを、今回の被災を受けての転入学では、滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与してもよい旨通知しているものであり、転入学した学校において教育課程上必要と認められない教科書を、無償給与することはできません(復習用の教科書の給与を可能としたものではありません)。

【Q2】

一時的な避難であっても、教科書を給与することは可能か。

【A2】

平成23年3月14付22文科初第1714号(通知)において、「1. 被災した児童生徒の公立学校への受入れについて」で、義務教育諸学校において被災した児童生徒を弾力的に受け入れた場合には教科書の無償給与が可能です。

【Q3】

平成23年3月14日から今年度の授業が終了するまでに給与した教科書は、後期転学で報告するのか。

【A3】

後期転学の冊数に含めて報告してください。報告書に含めたもののうち、平成23年3月14日から今年度の授業が終了するまでに給与した教科書については、「東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書」によりその内訳を報告してください。

【Q4】

システムでは、2月末日までの後期転学の報告がない学校の場合修正できない。どのようにしたらよいか。

【A4】

その場合は、システム上の処理は必要ありません。受領冊数・給与児童生徒数報告書の紙媒体のみ修正して、報告してください。

【Q5】

締め切りは3月25日(金)か。

【A5】

本通知による依頼の集計及び物流の混乱等の影響があるかと思いますので、3月25日(金)に必着ではなく、3月25日(金)に発送、28日(月)着までのご提出に御協力ください。25(金)の発送が難しい場合は別途ご相談ください。

【Q6】

「東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書給与報告書」は23年度についても必要か。

【A6】

23年度に給与した教科書については必要ありません。